

BB コンテンツサービス利用規約
「BB ソフト」サービス個別規定

ソフトバンク株式会社

第 1 章 総則

第 1 条 (適用)

1. 本個別規定は、「BB コンテンツサービス利用規約」(以下「基本規定」といいます。)に基づく本サービスの申込者及び会員のうち、Yahoo! BB サービス(後記第 2 条第 7 号に定義します。)、SoftBank 光(後記第 2 条第 12 号に定義します。)、または SoftBank Air(後記第 2 条第 13 号に定義します。)のオプションサービスとして提供する BB ソフト会員に適用されるものとします。
2. BB ソフトの利用にあたっては、基本規定、本個別規定および会員規約(後記第 2 条第 8 号に定義します。)が適用されるものとします。
3. 本個別規定に定める内容と会員規約との間に齟齬が生じた場合、本個別規定に定める内容が優先して適用されるものとします。

第 2 条 (用語の定義)

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 「BB ソフト」とは、当社が基本規定および本個別規定に基づき Yahoo! BB サービス、SoftBank 光または SoftBank Air(以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。)会員を対象に提供する、ダウンロード型ソフトウェアの提供サービスその他これらに附帯するサービスをいいます。
2. 削除
3. 「ソフトウェア」とは、当社または当社と提携するコンテンツプロバイダーの使用許諾契約に基づき提供するソフトウェアをいいます。
4. 削除
5. 削除
6. 「ソフト利用料金」とは、BB ソフト会員が使用するソフトウェアの内容に応じて課金される BB ソフトの料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
7. 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。

8. 「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光 サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。
9. 「サービス会員回線」とは、会員の当社インターネットサービスの利用契約に係る電気通信回線をいいます。
10. 「BB ソフト利用契約」とは、BB ソフトを利用するための本個別規定に基づく契約をいいます。
11. 「BB ソフト会員」とは、当社と BB ソフト利用契約を締結し、これを利用する者をいいます。
12. 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。
13. 「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。

第3条 (BB ソフトの提供範囲)

当社は BB ソフトを日本国内においてのみ提供します。

第4条 (動作環境の準備)

1. 当社およびコンテンツプロバイダーは、ソフトウェアを利用するために必要な動作環境その他の利用条件を定める場合があります。
2. ソフトウェアを利用するにあたり、BB ソフト会員は、前項に定める利用条件を満たす必要があります。
1. BB ソフト会員が、利用条件を満たさずにソフトウェアを利用した場合、ソフトウェアの正常な利用が出来ない場合や、BB ソフト会員に損害が発生した場合であっても、当社およびコンテンツプロバイダーは一切の責任を負わないものとします。

第2章 BB ソフト

第5条 (利用契約の申込・成立)

1. 当社は、サービス会員回線1回線ごとに1つの「BBソフト利用契約」を締結します。この場合、BBソフト会員は1つのBBソフト利用契約について1人に限られるものとします。
2. BBソフト利用契約の申込は、予め基本規定および本個別規定に同意の上、当社が定める方法により申込みものとします。
3. BBソフトの利用契約は、以下のとおりとします。
 - (1) SoftBank 光を除く当社インターネットサービスと同時に本サービスに申し込む場合、当社インターネットサービスの会員契約の成立日をもって成立するものとします。
 - (2) SoftBank 光と同時に本サービスに申し込む場合、SoftBank 光の工事予定日または転用 (SoftBank 光サービス規約第2条18項に定義) 予定日に成立するものとします。
 - (3) 当社インターネットサービスの会員が、本サービスに申し込む場合、当社がその申込を承諾した時に成立するものとします。
4. 当社は、基本規定第4条第3項に該当する場合には、本条第2項に定める申込を承諾しないことがあります。

第6条 (BBソフトの利用開始の手続きを完了しない場合の取り扱い)

削除

第7条 (課金開始日)

BBソフト利用料金の課金開始日は、次の各号に定めるとおりとします。なお、BBソフト会員は、課金開始日の属する月のBBソフト利用料金を、第18条の定めに従い支払うものとします。

1. BBソフトの利用希望者が、当社インターネットサービスと同時にBBソフトに申し込む場合、当社インターネットサービスの課金開始日を、BBソフト利用料金の課金開始日とします。
2. 当社インターネットサービスの会員が、BBソフトに申し込む場合 (BBソフト会員がソフトウェアを追加で申込み場合を含む)、BBソフトの契約成立日を、BBソフト利用料金の課金開始日とします。

第8条 (BBソフトのサポート)

当社およびコンテンツプロバイダーは、当社ホームページに掲載している各ソフトウェアの動作環境に従い、動作環境を満たした利用者に対し、以下のサポートを提供いたします。ただし、提供の範囲は、コンテンツプロバイダーの提供するソフトウェアによって異なります。

1. ソフトウェアのセットアップに関するサポート
2. ソフトウェアの製品トラブル/エラーに関するサポート
3. ソフトウェアの機能/設定/操作に関するサポート
4. ソフトウェアの利用等に関するサポート

第9条 (BB ソフト利用契約の終了)

1. 基本規定第22条に定める場合の他、事由の如何を問わず、BB ソフト会員の利用中のすべてのソフトウェアの使用許諾契約が終了した場合または BB ソフト会員の当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合、BB ソフト利用契約も何ら意思表示なく当然に終了するものとします。なお、この場合、BB ソフト会員は BB ソフト利用契約終了日の属する月の末日までの BB ソフト利用料金を支払うものとします。
2. 利用者回線型の当社インターネットサービスを利用している BB ソフト会員が、会員規約に基づく利用休止を行った場合、利用休止日をもって、BB ソフト利用契約が終了するものとします。

第10条 (BB ソフト利用契約終了後の措置)

1. BB ソフト会員は、BB ソフト利用契約が終了した場合には、BB ソフトの利用にあたり BB ソフト会員のパソコン等にインストールしたソフトウェアをアンインストールするとともに、BB ソフト利用にあたり作成したソフトウェアの複製物等がある場合、全て破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。
2. 当社は、BB ソフト利用契約終了後は、BB ソフト会員に対しサポートの提供その他 BB ソフトに関する一切の責任を負わないものとします。

第3章 ソフトウェア

第11条 (ソフトウェアの利用許諾への同意)

BB ソフト会員は、利用を希望するソフトウェアごとに、当社またはコンテンツプロバイダーが定めるソフトウェアの使用許諾契約に同意するものとします。

第 12 条（ソフトウェアの利用開始手続を完了しない場合の取り扱い）

削除

第 13 条（ソフトウェア利用料金）

削除

第 14 条（ソフトウェアのサポート）

第 8 条の定めに関わらず、ソフトウェアの実行が開始された後のソフトウェアのサポートは、当社が別途定める場合を除きコンテンツプロバイダーが BB ソフト会員に対して行うものとします。

第 15 条（ソフトウェアの利用契約終了）

1. BB ソフト会員は、当社所定の方法に従い、利用の終了を希望するソフトウェアの利用終了手続を行うものとします。
2. 第 9 条第 1 項の定めに従い、BB ソフト利用契約が終了した場合、当該 BB ソフト利用契約に基づいて提供されるソフトウェアの利用契約は何ら意思表示なく当然に終了するものとします。

第 16 条（優待ソフトウェアに関する特約）

削除

第 17 条（その他のソフトウェア利用条件）

削除

第 4 章 雑則

第 18 条（利用料金）

BB ソフト利用料金については、次の各号の定めが適用されるものとします。

1. BB ソフト会員は、BB ソフト利用料金を、当社が別途定める料金表および基本規定に従い、当社に毎月支払うものとします。
2. BB ソフト利用料金は月額単位での料金設定であることに鑑み、課金開始月および終了月の利用料金は、日割計算を行わず、月額利用料金をお支払いいただくものとします。
3. BB ソフト利用料金の支払方法は、BB ソフト会員が利用する当社インターネットサービス利用料金の支払方法に準じます。

第 19 条 (サービス提供に関する免責事項)

1. 当社は、BB ソフト会員が BB ソフトの利用条件を満たさない環境でソフトウェアを利用した場合に発生した損害については、一切責任を負わないものとします。
2. ソフトウェアに関する知的財産権・著作権は、当社および各コンテンツプロバイダーに留保されるものとし、BB ソフト会員にはソフトウェアの使用権のみが当社および各コンテンツプロバイダーの定める使用許諾契約に基づき当社および各コンテンツプロバイダーより直接許諾されます。
3. 当社および各コンテンツプロバイダーはソフトウェアについて、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。また、ソフトウェアを使用できないこと、あるいはソフトウェアの利用に基づく BB ソフト会員のデータの損失に関するすべての責任について、当社および各コンテンツプロバイダーは一切の責任を負わないものとします。
4. BB ソフト会員は、自らが使用する目的でのみ各ソフトウェアの配布を受けることに同意したものとします。

第 20 条 (禁止事項)

BB ソフト会員は、基本規定第 8 条第 1 項各号所定の禁止行為に加え、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、改変、修正、翻案、二次的著作物の作成その他改造行為
2. ソフトウェアを販売、貸与、配布すること
3. サーバーエミュレータ、ユーティリティの開発、販売、貸与、配布および使用、またはこれらの利用を第三者に誘発、推奨させるような全ての行為
4. BB ソフト会員と当社またはコンテンツプロバイダーとの間で締結される使用許諾契約において定める禁止行為

5. 会員規約において定める禁止行為
6. その他、不適切・不相当な行為

第 21 条（サービスの中止・停止等）

1. BB ソフト会員が利用する当社インターネットサービスの全部または一部の利用が停止された場合、BB ソフトの利用は当然に停止されるものとします。
2. 当社は基本規定第 16 条に定める場合の他、ソフトウェアの変更・追加・廃止、または点検・補修を内容とするサーバー等の設備のメンテナンスを目的として、BB ソフト会員に事前に通知のうえ BB ソフトの中止・停止を行います。
3. 当社が前項に定める BB ソフトの中止または停止を行った場合、当社は BB ソフト会員その他の第三者に対していかなる責任も負わず、かつ BB 会員は当該 BB ソフトの中止・停止期間中の BB ソフト利用料金を支払うものとします。

第 22 条（本個別規定の適用）

ストリーミング機能を有した BB ソフトの申込者には、2009 年 11 月 1 日改訂の本個別規定が 2010 年 3 月 31 日まで適用されるものとします。

(2004 年 9 月 1 日制定実施)

(2004 年 11 月 15 日改定)

(2004 年 12 月 1 日上記改定実施)

(2005 年 2 月 1 日改定実施)

(2005 年 10 月 1 日改定実施)

(2005 年 12 月 1 日承継改定実施)

(2007 年 3 月 31 日承継改定実施)

(2008 年 6 月 1 日承継改定実施)

(2009 年 11 月 1 日改訂実施)

(2010 年 2 月 1 日改訂実施)

(2014 年 10 月 2 日改訂実施)

(2015 年 2 月 4 日改訂実施)

(2016 年 1 月 6 日改訂実施)

(2020 年 4 月 1 日改訂実施)